

エリクソン特定サプライヤーの労働安全衛生要件

Requirement Specification



目次

1	はじめに	3
2	定義	3
3	OHSマネジメントシステム	4
4	OHS方針	4
5	OHSの法令遵守	4
6	OHSガバナンスと運営責任	5
6.1	一般的なOHSガバナンス要件	5
6.2	現場作業責任者	5
6.2.1	PICWの責任と権限	5
6.2.2	PICWの経験と知識	6
7	コミュニケーション、能力、研修	6
7.1	コミュニケーション	6
7.2	能力と研修	6
8	リスク管理	7
9	プロジェクト別「OHSプラン」	7
10	運用管理	8
10.1	運用基準	8
10.2	エリクソンの救命ルール	9
10.3	機器の安全性	9
10.4	検査	10
10.5	作業停止権限	10
10.6	下請業者の管理	10
11	緊急事態への備えと対応	11
12	OHS事故の報告および調査	11
13	パフォーマンス測定および改善プログラム	12
13.1	遅行指標	12
13.2	先行指標	12
13.3	OHS改善プログラム	12
14	コンプライアンス違反と是正措置	13
15	変更情報	13



1 はじめに

エリクソンでは、当社で働く全ての人を大切に、全員が毎日安全で元気に帰宅できるようにしたいと考えています。私たちは、当社の従業員、サプライヤーの従業員、そして当社のために働くすべての人々に、安全で健康的な職場環境を提供することに取り組んでいます。私たちの目標は「ターゲット・ゼロ」—業務上の死亡事故、負傷・疾病などを含む事故をゼロにすることです。「ターゲット・ゼロ」は、エリクソンとサプライヤー各社の共同コミットメントです。

本書は、エリクソンにサービスを提供する際にリスクの大きい活動を行うサプライヤー（以下「サプライヤー」）に対しエリクソンが課す、義務的かつ契約上拘束力のある労働安全衛生（以下「OHS」）要件を規定しています。これらの要件は、上記以外のすべてのサプライヤーにも推奨されます。

本書において、「サプライヤー」または「サプライヤーの人員」という用語は、サプライヤーのすべての従業員、請負業者、下請業者、代理人、およびサプライヤーの影響下または管理下にあるその他の個人を含むものとします。サプライヤーは、かかるすべての個人が、本書に記載されている要件を遵守することを保証する責任を負います。

エリクソンは、さまざまな評価を通じて、本文書に規定された要件に対する違反を特定する場合があります。このような評価には「サプライヤーの従業員確認」、「サプライヤー安全性成熟度評価」、「リモート安全保証」、および「現場検査」が含まれますが、これらに限定されるものではありません。これらの評価に合格することは必須であり、エリクソンとの取引を開始または継続するために必要となります。これらの評価において違反が確認された場合は「コンセクエンス・マネージメント（結果管理）」が発動され、その結果は不備の重大性に応じて決定されます。

2 定義

高リスク活動：必要な安全予防措置が講じられなければ、労働者または被災者の死亡または重傷を負う可能性のある、傷害または疾病の可能性が高い活動または作業。これらの活動は、集中力、注意力、能力を著しく必要とする本質的に危険な作業です。このような活動には以下のようなものが含まれます。

- 登攀および高所での作業（ただし下記に限定されません）
 - a. はしごの使用
 - b. 工事用リフトの使用
 - c. ロープを使用した、および手動または機械による材料や機器の吊り上げ
- 車両の運転
- 電気を使った作業
- 建設・土木工事の施工
- 電動工具の使用



- 無線周波数および電磁場への潜在的な曝露がある作業
- 化学物質の取り扱い
- 閉鎖空間への立ち入り

リモート安全保証: エリクソン標準ツールを使用し、事前に定義された「エリクソンOHS要件」一式をチェックリスト形式で毎日体系的に検証することを指します。OHS要件以外にも、必要に応じて追加の現地要件や顧客要件が含まれる場合があります。

事故: 死亡事故、負傷事故、疾病事故、設備/財産の損害などをもたらした、またはもたらす可能性のあった、予期せぬ出来事または曝露。これには、影響を受けた人が工作中、仕事に関連した活動中、または仕事に関連した活動によって影響を受けているときに該当します。(通勤中に発生した出来事も含まれます。)

ニアミス: 死亡、負傷、疾病、機器/財産の損傷などには至らなかったが、その可能性のあった予期せぬ出来事。

リスクの観察/危険の特定: 負傷、疾病、または物的損害につながる恐れのある危険な物体、事象、行動、または状況など、観察されたリスクや危険の特定。

3 OHSマネジメントシステム

サプライヤーは、ISO 45001または類似の規格(一般的に認知され、ISO 45001と同等または密接に整合する現地のOHS規格など)に定められた要件に準拠する「OHSマネジメントシステム」を有するものとします。サプライヤーは外部認定を取得することが望まれますが、必須ではありません。

4 OHS方針

サプライヤーは「OHS方針」を有するものとします。本方針は、サプライヤーのOHSリスクの性質と規模に適したものでなければならず、傷害・疾病の予防、ならびに継続的な改善へのコミットメントを含むものとします。

5 OHSの法令遵守

サプライヤーは、適用される法的要件を特定し、法改正を監視し、コンプライアンスを確保するために行動し、法的コンプライアンスを評価するプロセスを有するものとします。

サプライヤーは、関連する作業を開始する前に、適用される法令に基づき、すべての必要な許可、ライセンス、保険を取得するものとします。

矛盾が生じた場合は、エリクソンの要件よりも現地の法律および規制が優先されるものとします。ただし、エリクソンの要件が現地要件よりも厳しい場合は、エリクソンの要件が優先されます。



6 OHSガバナンスと運営責任

6.1 一般的なOHSガバナンス要件

サプライヤーは、自己の費用負担で以下を確実に実施するものとします。

- サプライヤーの全社管理プロセスへの、OHSガバナンスの確実な統合
- すべてのOHS関連事項について協議するための、単一窓口となる管理職の任命
- 資格を有する有能なOHS人材の確保
- OHS管理の役割と責任についての、サプライヤー組織全体における明確な定義と伝達
- サプライヤー従業員に対するOHS研修の必要性の評価と、適切なレベルの研修の提供
- OHSリスクに対処できる十分なリソースの割り当て
- サプライヤー従業員への適切な個人用保護具(PPE)の無償提供、ならびにPPEの正しい使い方を保証するための適切な監督と研修
- 適切なプロセスと評価指標の導入による、OHSパフォーマンスの監視と継続的な改善
- OHS取り決めに関するエリクソンとの協力、ならびにサービスの提供を介したこれら取り決めの維持
- OHS管理レビュー会議への出席、ならびにエリクソンの要請に応じた評価協力および、
- 要請に応じたOHSデータのエリクソンへの提供

6.2 現場作業責任者

サプライヤーは、現場または指定の作業エリアごとに、作業責任者(PICW)を任命するものとします。

6.2.1 PICWの責任と権限

- 現場または指定作業エリアの全体的な安全性を確保する。
- エリクソンのOHS要件を確実に遵守する。
- 標識や仮囲いなどで作業区域の安全を確保し、公共施設を管理する。
- 現場のサプライヤー要員全員が訓練を受け、能力があり、その医学的に健康で業務に適していることを確認する。
- 導入およびリスク評価を行う。



- 現場で作業を開始する前に、危険予知訓練(ツールボックス・トーク)を実施する。
- 現場を訪れるすべての訪問者が、訪問者の安全に関する情報を受け取っていることを確認する。
- 現場で使用するすべての設備(PPEを含む)が良好な状態であることを確認し、その適切な使用を監督する。
- 必要なOHS現場文書が用意されており、完全な状態であることを確認する。
- 重大なリスクが検出された場合は、安全性が確保されるまで活動を中止する。「救命ルール」を施行し、「作業停止権限」を行使する。
- 緊急事態発生時には初動対応をし、緊急事態への対応活動を指揮する。
- 指示に従って、速やかに事故の報告をする。
- エリクソンによる「リモート安全性保証」や「現場点検」などの検査に協力する。

6.2.2 PICWの経験と知識

- 関連するOHSの法律および規制、ならびにエリクソンの特定要件や基準に精通していること。
- 具体的な作業内容、関連する危険、リスク、必要な管理措置について理解していること。

7 コミュニケーション、能力、研修

7.1 コミュニケーション

サプライヤーは、サプライヤー従業員が適切なレベルの健康、安全、ウェルビーイングに関する情報および、専門家の助言確実に利用できる仕組みを有するものとします。

7.2 能力と研修

サプライヤーは、サプライヤー従業員が割り当てられた業務を遂行する能力を持ち、適切な教育、訓練、経験を有していることを保証する仕組みを有するものとします。

少なくとも、サプライヤーは、サプライヤー要員が以下の要件に従うよう徹底するものとします。

- 全ての要員は、担当する業務を開始する前に、各人がその作業に関連する初期訓練を受けていること。また、能力を維持するための再教育を定期的に受けること。
- 研修は作業の目的に適したものであること。すなわち、研修の受講者にとって適切な言語と適切な手段によって提供されなければならない。



- 高リスクの活動は、訓練を受け能力のある者のみが実施すること。
- 訓練記録を保持すること。

さらに、サプライヤー要員は、ウェブページ[Supplier Occupational Health and Safety Requirements - Ericsson](#) (サプライヤー向け労働安全衛生に関する要件－エリクソン)で指定されているとおり、エリクソンが要求する必須コースを修了しているものとします。このコースは、エリクソンの仮想学習環境(VLE)で受講できます。

サプライヤーはまた、すべての要員が、現地の法律、規制、およびエリクソンとの契約に概説されている特定の顧客要件によって義務付けられている追加的な能力要件を満たしていることを確認する責任を負います。

サプライヤーは、エリクソンの要請に応じて訓練記録と能力証明書を提供するものとします。

8 リスク管理

サプライヤーは、最低限、業務範囲に関連するリスクを管理する下記のような仕組みを有するものとします。

- 「OHSリスク評価」を実施するための業界のベストプラクティスを用いて、業務範囲に関連する危険を特定し、関連するリスクを評価する。
- リスクを排除または軽減するための措置を定義し、実施する。
- リスクにさらされる恐れのある関係者全員に、リスクと必要な管理措置を伝える。
- これらの管理対策の有効性を継続的に監視し、見直す。

9 プロジェクト別「OHSプラン」

サプライヤーは、高リスク活動を実施するプロジェクトごとに、作業に関連するリスクを特定し管理するためにサプライヤーが実施している措置の詳細を記した「OHSプラン」を作成・維持・履行するものとします。サプライヤーは、プロジェクト別の「OHSプラン」のコピーをエリクソンに提供するものとします。エリクソンによるプロジェクト別「OHSプラン」の承認が、サプライヤーが各プロジェクトにおける高リスク活動を開始するための前提条件となります。

「OHSプラン」に含める必要のある項目を以下に示します。

- 施工の作業範囲
- OHSに具体的な責任を持つ者の資格、能力、経験を含む、OHSの提供に関する主要な連絡先と責任者名
- プロジェクトレベルおよび現場レベルにおけるリスク評価と軽減措置
- サプライヤー要員に対する研修および能力規定



- 要求される基準を確実に達成し、合意に従ってOHSデータをエリクソンに提供するために、サプライヤーが実施するモニタリング、監査、検査、認証、報告プロセスの詳細
- サプライヤーの事故報告および調査手順の詳細
- 下請業者の選定および管理方法(基準の伝達を含む)の詳細
- 作業の実施期間全体を通じて、高リスクの物質、製品、工場、設備がどのように選択され、使用され、管理されるかについての詳細
- サプライヤーの緊急時対応プロセスの詳細
- エリクソンとサプライヤー間のガバナンスに関するプロセスについて、その他の必要な詳細
- 適用される法的要件とコンプライアンス計画

10 運用管理

10.1 運用基準

サプライヤーは、エリクソンの業務範囲が下記の領域に該当する場合、下記に関する「[エリクソンOHS運用基準](#)」を満たす、またはそれを上回るものとします。

- 登攀および高所作業
- 運転および車両の安全性
- 電気を使用する作業
- 化学物質の取り扱い
- 無線周波電磁界への曝露
- 人手による取扱い
- 一人作業
- 閉鎖空間への立ち入り
- 建設・土木工事の管理
- 個人用保護具
- 防火
- 環境騒音と業務騒音

サプライヤーは、合意した作業範囲に着手する前に、適用される「エリクソンOHS業務基準」を特定するものとします。「エリクソンOHS業務基準」は、エリクソンによって随時変更される場合があります。「エリクソンOHS業務基準」の改訂は、エリクソンとの間で書面により異なる合意がなされない限り、契約締結の前後を問わず、その公表日から発効します。(改訂が加えられた場合、エリクソンはサプライヤーにその旨を連絡します。) サプライヤーが、該当する業務範囲を提供する能力に重大な影響を及ぼす「エリクソンOHS業務基準」の変



更を特定した場合、エリクソンとサプライヤーは、かかる変更を履行するための方法、影響、スケジュールについて協議し、合意するものとします。

10.2 エリクソンの救命ルール

サプライヤーは、以下を含む「エリクソンの救命ルール」を尊重し、遵守を徹底しなければなりません。

- 運転一制限速度を超えないこと。また、運転中は携帯電話やデバイスを使用しないこと。
- 移動中一車両を運転するときや車両に同乗するときは、必ずシートベルトを着用すること。
- ヘルメット一オートバイや自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用すること。
(重要な注意喚起: オートバイは輸送手段または機器の配送手段として、許可されていません。)
- アルコールや薬物一パフォーマンスの低下につながる処方薬も含め、アルコールや薬物の影響がある状態で作業や運転をしないこと。
- 個人用防護具(PPE)一作業環境に適したPPEを常に使用すること。
- 落下ゾーン一認可を受け適正なPPEを着用している場合でない限り、落下ゾーンに立ち入らないこと。
- 高所作業一高所での作業時は、必ず落下防止装置を使用し周囲の環境条件に注意すること。
- 電気一作業前に必ず電気が絶縁されていることを確認すること。電源の近くで作業する際は、常に安全距離を保ってください

詳細は、ウェブページ[Basics of safety - Lifesaving rules videos - Ericsson](#) (安全の基礎一動画「救命ルール」一エリクソン)でご確認ください。

10.3 機器の安全性

サプライヤーは、以下を含む機器の安全性を確保する仕組みを有するものとします。

- あらゆる機器(クレーン、機械式吊り上げ装置、チェーン、ロープ、および動力式携帯工具などだがこれらに限定されない)は機器装置メーカーの推奨事項、法的要件、および該当する業界規格に従って設置、点検、試験、保守、認定が行われていること。
- いかなる機器の改造も、メーカーの推奨に従い、認可を受けた認証機関によって承認されていること。
- すべての機器は、その使用目的に適しており、使用前に点検・精査が行われ、これら機器装置を操作する能力のある者のみが使用すること。



- 機器の使用、保守、保管、廃棄に関する適切な情報と指示を入手し、エンドユーザーに伝えること。

10.4 検査

サプライヤーは、独自の検査体制を整備するものとします。すべての高リスク活動は、必要に応じて、作業開始前および該当する場合は作業中にも検査を受けるものとします。

サプライヤーは、高リスク活動の性質と危険度に適合する、強固な検査体制を確立し、維持するものとします。検査体制には以下を含める必要があります。

- 現場の安全性の評価：高リスク活動を開始する前に毎日現場で実施。評価には、すべての設備、作業環境、安全対策の検査も含まれます。
- 現場検査：高リスク活動の実施中に定期的実施し、安全基準の継続的な遵守を徹底。検査の頻度は、活動のリスクレベルに比例する必要があります。現場点検は、現場で高リスク活動を行う作業員が実施してはなりません。

サプライヤーは、検査の実施頻度と実施間隔を含む検査スケジュールを立てなければなりません。スケジュールは、業界のベストプラクティス、作業に関連する特定のリスク、および法的要件に基づくものとします。

10.5 作業停止権限

サプライヤーは、自社従業員または他者に死亡、負傷、または疾病に見舞われる差し迫った危険があると真摯に判断した場合、サプライヤー従業員に「作業停止権限」を行使する権限を与え、あるいは何らかの方法で作業状況に介入する権限を与えるものとします。真摯に「作業停止権限」を行使した人員に対して、懲戒処分またはその他の報復措置（責任または損害賠償請求を含む）を講じることは許されません。

エリクソンからの詳細な要件は、[Stop Work Authority Process for Suppliers](#)（サプライヤーの「作業停止権限」プロセス）に記載されています。

10.6 下請業者の管理

サプライヤーは、下請業者を管理するために、以下を含む強固な仕組みを導入しなければなりません。

- 「エリクソンOHS運用基準」を満たすために、下請業者のOHS能力を評価するシステムとプロセス
- 下請業者に対するサプライヤーの義務を反映し、それを通達するための契約合意
- サプライヤーとその下請業者間の契約に含まれるパフォーマンス管理の仕組み（該当する場合）



- 「エリクソンOHS方針」および要件にたいする下請業者の納品コンプライアンスを伝達・監視するための手段
- 下請業者のOHSパフォーマンスを定期的に見直すための仕組み

サプライヤーは、エリクソンの明示的な許可なく、その下請業者が高リスク活動をさらに別の下請業者に委託することを禁止するものとします。サプライヤーは、エリクソンの要請に応じ、高リスク活動を行うすべての関係者についてサプライヤー代表として報告を行うものとします。

11 緊急事態への備えと対応

サプライヤーは、潜在的な緊急事態とその対応方法を特定し、文書化するものとします。文書には、少なくとも以下の要素を含める必要があります。

- 役割と責任
- 緊急時の手順(緊急事態の発生前、発生中、発生後に取りべき措置の手順など)
- 緊急連絡先
- 避難経路、出口、集合場所などを含む緊急時対応計画
- 緊急用具(救急箱、消火器など)およびそれらの設置場所と使用方法
- 定期的な更新と見直しに関する取り決め

緊急時対応計画は関係する従業員に伝達し、定期的に実地訓練やテストを実施するものとします。

12 OHS事故の報告および調査

サプライヤーは、適切な事故報告および調査手順を備えるものとします。これには、負傷、疾病、死亡につながった事故と作業との関連性が高い場合、または作業と重大な関連性のある場合の是正措置とフォローアップのプロセスが含まれます。

サプライヤーは、死亡、負傷、疾病、ニアミス、リスク観察について記録した「OHS事故」、ならびに「作業停止権限」の事例を、[Ericsson Global Incident Reporting Tool](#) (GIRT: エリクソン・グローバル事故報告ツール)で報告するものとします。すべての死亡事故、重大な負傷事故、または業務に関する重篤な疾病に至る可能性のあったニアミスについて、エリクソンの現地要件に従って24時間以内に報告するものとします。サプライヤーは、全サプライヤー従業員に対し、ニアミスやリスクの観察報告をするよう継続的に促進および奨励するものとします。

サプライヤーは、エリクソンが設定したタイムラインに従い、死亡事故を含むすべての重大事故の調査について、エリクソンに協力と支援を提供するものとします。重大事故および事故調査に関するすべての詳細は、エリクソンと共有するものとします(サプライヤーは、これらが



エリクソングループ会社と顧客からエリクソンに共有される場合があることを了承するものとします。

13 パフォーマンス測定および改善プログラム

サプライヤーは、遅行指標と先行指標の両方を含む包括的なOHSパフォーマンス測定システムを確立・実施して、自社のOHSパフォーマンスの監視と改善を図るものとします。

13.1 遅行指標

サプライヤーは、下記を含むがこれらに限定されず、OHSパフォーマンスの履歴について追跡と報告を行うものとします。

- 過去3年間の事故(ニアミス、リスク観察、負傷、労働関連の疾病、死亡事故を含む)に関する統計。
- ニアミス、リスク観察の傾向分析。該当する場合は危険な行為や危険な状況を含む。

13.2 先行指標

サプライヤーは、下記のような積極的な安全への取り組みも監視するものとします。

- OHSトレーニングプログラムやこれらのプログラムを修了する予定の従業員の割合
- OHS活動(安全巡回、監査など)への経営陣の参加
- 安全管理と予防措置の実践
- 安全に関する行動と成果を称える表彰プログラム
- 「作業停止権限」事例

13.3 OHS改善プログラム

サプライヤーは目標、目的、および改善プログラムを設定し、行動計画を策定して、目標と目的を達成するものとします。目標と目的は測定可能で、明確な期限を設けるものとします。改善プログラムには以下を含める必要があります。

- パフォーマンスデータに基づく継続的な改善への取り組み
- パフォーマンス目標を達成または上回るために必要に応じて行われた調整を行ったことを証明する、目標と目的の定期的な監視と見直し
- 傾向や乖離に対する措置として取られた検討やアクションの頻度を含め、サプライヤーが目標と目的をどのように達成しようとしているかを示す証拠



14 **コンプライアンス違反と是正措置**

本書及び関連文書に明記指定された要件に違反が特定された場合、サプライヤーは速やかに詳細な行動計画を策定するものとします。行動計画には、少なくとも以下を含めるものとします。

- コンプライアンス違反のあった各分野に対処するための具体的な行動
- 是正措置を実施するためのリソースの割り当てと責任者の任命
- 是正措置の完了期限

行動計画は、エリクソンが設定したタイムラインに従ってエリクソンに提供されるものとします。行動計画はエリクソンによる承認を必要とします。

15 **変更情報**

- 文書の構成を更新
- 適用範囲を拡大し、エリクソンにサービスを提供する際に高リスク活動を行うすべてのサプライヤーを含める
- 定義を追加
- 要件を具体的に指定
- 「救命ルール」を記載、オートバイの使用禁止を強調
- 新しい要件（「作業停止権限」、「リモート安全性保証」、「現場検査」、「サプライヤー安全性成熟度評価」など）の導入
- 「結果管理」との連動